

3市共同資源物処理施設整備基本計画(案)

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の整備、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要な不可欠な施設として3市が共同して整備を進める施設です。

施設の概要については、下記のとおりです。

1 施設概要

- 施設名称：3市共同資源物処理施設
- 処理方法：手選別・圧縮梱包
- 処理能力：24t/日(容器包装プラスチック:17t/日、ペットボトル:7t/日)
- 建築面積：約2,500㎡
- 延床面積：約4,900㎡
- 建物高さ：約24m
- 構造：地上3階構造(地下ピット有り)
- 操業時間：午前8時～午後5時(月～金曜日)
- 緑化面積：屋上部 約560㎡ 地上部 約550㎡

3 今後のスケジュール

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
調査・計画期間	●				
建設工事	設計期間		●	●	
	建設期間			●	●
稼働					●

2 施設全体予想図



4 施設整備用地



基本構想(案)に対する意見の募集及び意見交換会を行います

1 基本構想(案)に対する意見の募集について

3市共同資源物処理施設基本構想(案)に対する皆様のご意見を募集します。募集期間等については、下記のとおりです。

- 募集期間：平成26年6月16日(月)から7月15日(火)まで
- 提出先：3市担当課(小平市ごみ減量対策課・東大和市ごみ対策課・武蔵村山市環境課)及び小平・村山・大和衛生組合計画課まで
- 提出方法：持参・送付、ファクシミリ、電子メール(※様式は問いません)
- 問合せ：小平・村山・大和衛生組合計画課 住所：〒187-0033 小平市中島町2-1
電話：042 (341) 4345 FAX：042 (343) 5374 メール：info@kmy-eiseikumiai.jp

2 意見交換会の開催

皆さんからのご意見を直接伺う意見交換会を開催します。日程は、下表のとおりです。各会場とも、どなたでも参加できます。当日会場へお越しください。※基本構想(案)は、平成26年6月16日から、3市の担当課及び組合で閲覧できるほか、ホームページでもご覧になれます。

市	小平市	東大和市	武蔵村山市	
日時	平成26年6月26日(木) 午後7時から	平成26年6月28日(土) 午前10時から	平成26年6月28日(土) 午後2時から	
場所	小平市中央公民館 講座室2 (小平市小川町2-1325)	東大和市中央公民館 ホール (東大和市中央3-926)	武蔵村山市役所4階 中部地区会館401大集会室 (武蔵村山市本町1-1-1)	
問合せ	担当課	小平市ごみ減量対策課	東大和市ごみ対策課	武蔵村山市環境課
	住所	〒187-8701 小平市小川町2-1333	〒207-8585 東大和市中央3-930	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
	電話	042 (346) 9535	042 (563) 2111	042 (565) 1111
	FAX	042 (346) 9555	042 (563) 5931	042 (563) 0803
	メール	gomi-genryo@city.kodaira.lg.jp	gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp	gomi-g@city.musashimurayama.lg.jp

発行 小平・村山・大和衛生組合

(小平・村山・大和衛生組合は、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市の市民生活から出るごみを処理する清掃工場を管理運営する一部事務組合(特別地方公共団体)です。)
〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号 TEL/042-341-4345 FAX/042-343-5374 平成26年6月発行



小平・村山・大和衛生組合



特集号
No. 35

小平・村山・大和衛生組合は、3市のごみを処理している清掃工場です。



～資源循環型社会を目指して～ 3市共同資源物処理施設基本構想(案)がまとまりました

基本構想(案)の主な内容

基本構想とは

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合の4団体では、平成15年度から、3市地域の循環型社会の形成を目指し、資源を含む廃棄物処理の将来の方向性を決めるため、3市共同資源物処理施設基本構想(案)がまとまりました。

この基本構想(案)は、平成33年度のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源物処理施設の全体像を示すものです。

今後、4団体では、この基本構想(案)を基に、地域住民や3市市民へ説明し、市民意見の反映等を行って、基本構想を策定し、循環型社会の形成に向けた取組みを共同で推進していきます。

主な内容

基本構想(案)の主な内容については下記のとおりです。

- 1 基本構想策定にあたって(構想策定の目的、基本構想の位置づけ、基本方針)
- 2 基本構想の基本的な事項(基本事項、基本的な方向)
- 3 一般廃棄物処理の現状と将来予測(ごみ量の実績、資源化基準及び3R施策の現状、中間処理施設の現状、最終処分施設、廃棄物発生量の将来予測)
- 4 3市共同の資源化に向けて(共同化に向けた課題や配慮事項、共通施策の設定、3R施策の推進、今後のごみ処理の方向性、ごみ処理施設の計画的更新、事業スケジュール)
- 5 3市共同資源物処理施設整備基本計画(基本事項、施設概要、プラザ機能等、環境保全計画、災害対策計画、配置・動線計画、建設・運営計画、施設整備に伴う調査等、事業スケジュール)

※ 基本構想(案)の詳細は、平成26年6月16日から、3市の清掃担当課及び衛生組合で閲覧できるほか、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

～小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合で進めている3市共同資源化事業基本構想(案)について説明します～

基本構想の策定にあたって

基本構想は、「循環型社会形成推進基本法」等の関係法令や、3市が長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として定める「一般廃棄物処理基本計画」等を踏まえ策定するものです。

基本構想の内容は、小平市、東大和市及び武蔵村山市の3市地域を対象地域とし、3市共同による資源化を行う施設、ごみ処理施設等について、中・長期的な方向を定めるものです。

基本構想の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としています。

1 策定の目的

(1)3市共同資源化事業の枠組の明確化

基本構想は、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた、3市共同資源化事業の全体像を示すものです。

(2)減量化・資源化施策の方向の明示

循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化施策について、3市地域共通の目標と共同で実施する施策の方向を示すものです。

(3)施設整備の基本的事項の取りまとめ

現在、3市の資源化を行う施設は、老朽化などの課題があります。また、組合のごみ焼却施設、粗大ごみと燃えないごみを処理する粗大ごみ処理施設は、老朽化とともに旧式化しており、早急に更新等を検討しなければならない状況にあります。ごみの資源化や処理・処分に必要不可欠な施設などについて、整備に向けた基本的事項を定めます。

2 基本方針

(1)循環型社会の形成推進

廃棄物の適正な循環的利用や処分を行うためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な規模の施設を確保して、広域的な処理を行うことが有効であることから、3市地域の広域的協調により、3R施策の一層の徹底を図り、ごみの減量化と循環的利用を推進します。

(2)計画的な施設整備

ごみ処理施設や資源化を行う施設は、廃棄物処理を安定的に実施するために必要不可欠な施設として一体的・総合的に検討します。

また、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めます。

(3)環境負荷の低減

ごみの発生・排出抑制施策の強化を図り、資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図るなど、総合的な環境負荷の低減を図ります。



3市共同資源化に向けて

1 共同化に向けた施策

3市の一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおり3市共通の施策を設定します。

3市の共通施策

施策1

3市共同による3R施策の推進

・循環型社会を目指して資源化基準の統一を図るとともに、3市地域が協調し、ごみ減量化施策の強化・拡充を図ります。

施策2

安定した資源の循環的利用の促進

・新たに3市共同資源物処理施設を整備し、容リプラ*及びペットボトルの安定的な資源化を推進します。

*容リプラ…プラスチック製容器包装

施策3

ごみ処理施設の計画的更新

・3市地域のごみ処理システムを、循環型社会にふさわしいシステムに変革するため、3市共同資源物処理施設と併せて、老朽化・旧式化した粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設を一体的・総合的に検討し更新するための事務に着手します。

2 3R施策の推進

(1)発生・排出抑制

3R施策のなかで、最も重視されるのはリデュース(発生抑制)に係る施策であり、ごみそのものの発生を抑制する主体は消費者である市民です。そのため市民の消費行動がごみや環境に、より配慮したものに変わってゆくことが求められています。今後も、それぞれの市の施策のより一層の推進を図るとともに、3市共同で実施することでより高い効果を得ることができると考えられる、次の事業や施策を検討します。

- ①環境学習機能を有する施設の整備
- ②出前説明会等を実施する組織の検討

(2)事業系ごみ対策

事業系ごみについては、既に3市それぞれで有料化が導入されていますが、3市の各料金設定や徴収方法と、排出量の実態による結果を相対的に検証し、より効果が得られるよう現在の制度等の見直しを検討します。

(3)資源化の推進

①資源化基準の統一

容リプラ及びペットボトルの資源化を推進するとともに、ごみを含めた排出物の資源化基準については、3市で3市共同資源物処理施設の稼働時期を目途に統一を図ります。また、継続して資源化を行う中期的なプラスチック類(ペットボトルを除く)の分別基準統一の基本的な考え方や分別区分を、表のとおりとします。

表くプラスチック類の分別基準統一の基本的な考え方や分別区分

基本的な考え方	種別	資源			粗大
		可燃	不燃	資源	
プラスチック製容器包装	きれいなもの	○			
	汚れの落とせないもの		○		
	ペットボトルのキャップ	○			
その他プラスチック製品	金属などの複合製品			○	
	最も長い辺の長さが50cm以上				○
	最も長い辺の長さが50cm未満		○		

②集団・店頭回収の拡充

集団・店頭回収の拡充は、民間主体による資源化の拡充であり、資源化に係る行政関与の低減を図ることのできる重要な施策といえます。また、集団回収には行政回収と比較して財政的な効果も見込めます。そのため、自治会や子ども会、PTAなどへの積極的な啓発活動を進め、集団回収の実施団体の育成や組織の拡大、店頭回収拡充に向けた販売店との連携体制の強化などに向け、3市全域での連携により、効果的な施策・事業を検討し、実施します。

(4)自主的なごみ減量に対する支援

ごみ問題や環境問題に関心を持ち、自らごみの減量を実践している市民やNPO等の団体も多くあります。これらの活動の広域的連携を図り、団体等への支援の充実と、活動の場の提供を検討します。

3 今後のごみ処理の方向性について

3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備していきます。

また、その他の方向性については、以下のとおりとします。

(1)資源物の処理

容リプラとペットボトルは、共同処理を行っていくものとし、3市共同資源物処理施設は、市民生活に必要な不可欠な施設として、3市が共同して公設で整備を進めます。

(2)不燃・粗大ごみの処理

今後も現状の共同処理体制を継続するものとし、早急に施設の整備・更新の計画に着手します。粗大ごみ処理施設の更新等を行なう用地は、組合用地に隣接する小平市清掃事務所用地とします。

(3)可燃ごみの処理

今後も現状の共同処理体制を継続するものとし、3R施策の進捗状況や3市共同資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、更新の方向を取りまとめた提案図書作成に着手します。整備用地は、組合用地を基本とし、市民意見等を考慮しつつ3市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討します。

(4)ごみの分別区分・収集方法の統一

- ①収集方式(戸別、ステーション)は、一致した方式の採用に向けた検討を継続します。
- ②容リプラ及びペットボトルは、それぞれ単独の収集区分とします。
- ③収集(回収)容器は、施設の稼働時期に合わせて、袋収集とします。
- ④収集運搬体制は、ごみ量が特定の日や曜日に集中しないように新たな地区割を検討します。



Q & A

Q-1 なぜ3市共同資源化事業を行なうことになったのですか
A-1 循環型社会に向けた3R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)を、より一層進めていくためには、3市のリサイクルを含めたごみ処理事業を共同で推進する必要があります。
 また、共同処理とすることにより、施設の規模を大きくすることが可能となり、市単独の施設と比べて、高度な環境対策設備を導入することができます。

Q-2 焼却し、熱回収の方が合理的ではないですか
A-2 3市と組合は、焼却するごみの量を減らすことを基本に、容器包装リサイクル法に基づいた、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を行う方法を選択しました。
 容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図ることを目的としています。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

Q-3 プラスチックごみは増えていないのではないですか
A-3 容器や包装の薄肉化や詰め替え容器の普及など、重量ベースでは減少傾向にあります。しかし、プラスチックは軽い、加工しやすいなどの特徴により、容器や包装材として広く利用されています。
 今後とも利用範囲が増えることが見込まれることから、総排出物に占める容積は増加していくものと考えています。



Q-4 焼却施設の更新と関連があるのですか
A-4 ごみや資源は、収集・運搬、資源化、破碎や焼却など(中間処理)の、一連の流れの中で減量化、無害化、安定化され最終処分されています。
 3市共同資源化事業では、処理しなければならないごみを減らすことも目的のひとつとなっており、ごみ処理システムを循環型社会にふさわしいシステムとすることとしています。
 3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設(=3施設)は、相互の関係性が強く、循環型社会にふさわしいシステムにしていくために必要な機能などを一体的に検討し、3施設それぞれの役割などを総合的に調整し計画する必要があります。

Q-5 周辺環境への対策は、どうなっていますか
A-5 道路交通対策としては、敷地内に車両待機スペースを確保し、搬出入車両が、公道に停車(待機)しないようにします。
 資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は、全て室(施設)内で行えるように計画し、騒音・振動等を防止します。
 また、施設内の臭気や揮発性有機化合物(VOC)は、吸着や酸化分解など複数の方式を組み合わせた除去設備を設置し、周辺環境に影響を与えない濃度に処理し、排気します。